

○糸魚川市公共交通機関利用促進事業補助金交付要綱

平成17年3月19日

告示第44号

(目的)

第1条 市長は、乗合バス及び鉄道利用者の利用促進を図るため、自治会、利用者団体等が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助基準)

第2条 この補助金の対象となる事業の経費及び交付基準は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 交付の目的に従って使用し、かつ、その効率的運用を図ること。
- (2) 補助対象となった施設は、自治会、利用者団体等の責任により常に良好な状態で維持管理すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の糸魚川市公共交通機関利用促進事業補助金交付要綱（平成16年糸魚川市告示第43号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

補助対象経費	交付基準
バス停留所待合室又は駅駐輪場の建設又は修繕に要する経費。ただし、用地取得（建物、立木等の補償を含む。）に係るものは除く。	補助対象経費から特定財源を控除した残額の2分の1以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）で500,000円を限度とする。